

『就学援助』
ご存じですか？



『就学援助』では

経済的な理由により、学用品代などの支払いにお困りの世帯に対して、
学用品費・入学準備金などの
支援を行っています！



1 申請方法・受付期間

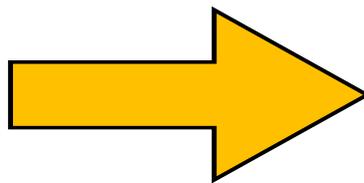
24時間受付可能！

① オンライン申請

オンライン申請はこちら！

右の二次元コードを読み取り
または、「福岡市 就学援助」で検索
(受付期間)

令和7年6月1日(日)10時開始～令和8年3月31日(火)まで (注※1)



② 紙申請

お子さまの通学先	申請の場所	受付期間
福岡市立の小中学校に通学中 (特別支援学級を含む)	通学中の小中学校の事務室 または 教育委員会教育支援課(市役所11階) または 教育委員会教育支援課へ郵送(注※2)	令和7年6月2日(月) から 令和8年3月31日(火) まで <郵送の場合は必着> (注※1)
国・県立の小中学校に通学中	教育委員会教育支援課(市役所11階) または 教育委員会教育支援課へ郵送(注※2)	
生活保護を受給中	申請は不要です <生活保護から支給されます>	
特別支援学校に通学中	別の支援制度があります <詳しくは学校にお問い合わせください>	
私立の小中学校に通学中 令和7年3月末までに 福岡市外・福岡県外に転出	支給対象外	

注※1 **7月31日**までに申請された世帯は**原則4月**が支給開始月となります(市外より転入された世帯等は除く)。

8月1日以降に申請された世帯は、**申請月**が支給開始月となります。

支給開始月により、入学準備金等の一部支給費目が対象外となることがありますので、ご了承ください。

注※2 配達状況を記録する郵便をご利用の上、必要書類を以下送付先にお送りください。郵便代は保護者負担です。

送付先：〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市教育委員会教育支援課 あて

【うら面もあります】

2 就学援助の認定要件

次の①から⑥までの要件のいずれかに該当するときは、就学援助を受けることができます。

認定要件		申請に必要な証明書等																				
①	生活保護の廃止・停止を受けたが現在も経済的に困っている世帯	生活保護の停止・廃止決定通知書																				
②	市県民税が非課税である または 減免の適用を受けている世帯	原則として証明書等は不要です ※令和7年1月1日時点で福岡市に住民票のある方のみ不要です。住民票のない方は市県民税の非課税や減免が確認できる証明書を提出してください。																				
③	国民年金 または 国民健康保険の保険料の全額減免を受けている世帯	国民年金保険料免除申請承認通知書 国民健康保険料減免承認決定通知書 など（全額減免が確認できる書類）																				
④	職業安定所登録の日雇労働者の方 または 1か月以内に生活福祉資金制度の貸付を受けた方	日雇労働被保険者手帳 生活福祉資金貸付決定通知書 など																				
⑤	ひとり親家庭等で児童扶養手当を受けている方 (児童手当・特別児童扶養手当とは異なります)	原則として証明書等は不要です ※福岡市外に住民票のある方で児童扶養手当を受けている場合は、居住地の自治体が発行する児童扶養手当証書を提出してください。																				
⑥	市県民税の課税所得金額が次の表の基準額以下の世帯 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税証明 年度</th> <th colspan="6">16歳未満のお子さまの人数及び基準額(円)</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7年度</td> <td>1,049,000</td> <td>1,402,000</td> <td>1,757,000</td> <td>2,111,000</td> <td>2,466,000</td> <td>2,821,000</td> </tr> </tbody> </table> 16歳未満のお子さまの人数…平成21(2009)年1月2日から令和7(2025)年1月1日までに生まれたお子さまの人数	税証明 年度	16歳未満のお子さまの人数及び基準額(円)						1人	2人	3人	4人	5人	6人	R7年度	1,049,000	1,402,000	1,757,000	2,111,000	2,466,000	2,821,000	原則として証明書等は不要です ※令和7年1月1日時点で福岡市に住民票のある方のみ不要です。住民票のない方は市県民税の課税所得金額が確認できる証明書(課税所得証明書等)を提出してください。
税証明 年度	16歳未満のお子さまの人数及び基準額(円)																					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人																
R7年度	1,049,000	1,402,000	1,757,000	2,111,000	2,466,000	2,821,000																

NEW

要件⑥の審査基準を市県民税の「所得割額」から「課税所得金額」に変更しました。
源泉徴収票を就学援助に当てはまるかの目安にできます！
 詳細は下の二次元コードから福岡市ホームページをご確認ください。

- ※ 証明書等は、ひとり親家庭等の場合を除き、保護者（父母）2人分が必要です。お子さまを父母以外の方が扶養している場合は、その方の証明書等が必要です。
- ※ 収入はあるものの税（所得）の申告をしていない場合（給与所得のみで年末調整済みの方を除く。）は、就学援助の申請を行う前に、税務署等で申告してください。
- ※ 証明書等の取得に時間がかかる場合は、小中学校または教育支援課までご相談ください。
- ※ ①から⑥までに該当しないものの、特別な事情で令和7年の年間収入が前年から減少した方は、令和7年の年間収入で審査できます。詳細は教育委員会教育支援課にお問い合わせください。＜学校・郵送では手続きできません！＞

3 就学援助の申請に必要な書類

1. 当てはまる認定要件の証明書等（要件②・⑤・⑥に当てはまる方は原則として不要です）
2. 就学援助申請書（学校で配布 または 福岡市ホームページからダウンロードできます）
3. 就学援助費の振込先口座の通帳の写し または 口座番号が分かるキャッシュカードの写し

※ 前年度から継続して申請する世帯は、通帳・キャッシュカードの写しは不要です。

4 主な支給費目

	小学校		中学校		備考
	学年	金額	学年	金額	
学用品費	1年生	13,230円	1年生	25,040円	各学期末の3回に分けて支給します。 (左記は、4月から認定の世帯の金額)
	2～6年生	15,500円	2～3年生	27,310円	
入学準備金	1年生	57,060円	1年生	63,000円	4月から認定されている世帯のみ対象です。
オンライン学習通信費	全学年	15,000円	全学年	15,000円	左記は、お子さまの人数に関わらず1世帯あたりの金額です。各学期末の3回に分けて支給します。 (左記は、4月から認定の世帯の金額)

【問い合わせ先】

お子さまが通学している小中学校 または
 教育委員会教育支援課（電話：092-711-4693）

福岡市 就学援助

で検索するか
 右の二次元コードを
 読み取ってください

